令和7年4月1日から

恵庭市の子ども医療費助成を拡大します！

＜受給者証イメージ＞

令和7年3月診療分まで		
	対象年齢	負担割合
入院	中学3年生まで	課税世帯：1割負担 非課税世帯：初診時一部負担金
入院・外来	小学6年生まで	課税世帯：1割負担 非課税世帯：初診時一部負担金

※所得制限有

新

令和7年4月診療分から		
	対象年齢	負担割合
入院	**高校3年生（18歳）まで**	課税世帯：1割負担 非課税世帯：初診時一部負担金
入院・外来	**中学3年生まで**	課税世帯：1割負担 非課税世帯：初診時一部負担金

※所得制限有

＜現在受給者証を**お持ちの方**＞

令和７年４月に中学１年生になるお子さん

（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれのお子さん）

有効期限を更新した受給者証を送付しますので、申請は不要です。

※入院に伴い、既に受給者証を持っている中学生のお子さんも、申請は不要です。

＜現在受給者証を**お持ちでない方**＞

令和７年４月に中学２・３年生になるお子さん

（平成22年4月2日～平成24年4月1日生まれのお子さん）

12月中旬に申請書を送付しておりますので、申請をお願いいたします。

※高校生の方は、入院のみの助成となるため、申請書を送付していません。受給者証が必要となった際に申請をお願いします。

学校でのケガや交通事故などの第三者行為の場合、受給者証は使用せず受診してください。

お問い合わせ先
恵庭市役所　国保医療課医療助成担当
市役所1階⑩番窓口
TEL:0123-33-3131（内線：1166・1242）